

再就職手当、就業促進定着手当を 活用しましょう！

再就職手当：基本手当の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、**支給要件を全て満たした場合**に、支給されます。

就業促進定着手当：再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6ヶ月以上雇用され、かつ再就職先で6ヶ月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合に支給されます。

～基本手当4,500円（月収18万円）、所定給付日数90日、給付制限2ヶ月、就職先の月収15万円の場合～

所定給付日数全てを受給してから就職した場合		給付制限中に就職した場合	
0円 (給付制限中)	給付制限 2ヶ月	150,000円 (お給料)	就職
135,000円 (4,500円×30日)	3ヶ月後	150,000円 (お給料)	
135,000円 (4,500円×30日)	4ヶ月後	150,000円 (お給料)	
135,000円 (4,500円×30日)	5ヶ月後	150,000円 (お給料)	
150,000円 (お給料)	6ヶ月後	150,000円 (お給料)	
150,000円 (お給料)	7ヶ月後	150,000円 (お給料)	
705,000円	合計	1,305,000円	

就職後に
再就職手当として**283,500円**が
支給されます

就職から6ヶ月後には
就業促進定着手当として
121,500円が支給されます

こんなに違う！！

早期再就職のメリットは、再就職手当や就業促進定着手当を受給できるだけではありません！

失業期間が短い方が採用担当者に好印象を与えることができ、また、生活リズムを維持しやすく新しい職場にすぐ馴染むことができます。さらには社会保険料の自己負担額を抑えることができ、気持ちに余裕を持つことができますよ。

ハローワーク西脇は皆さまの一日でも早い再就職を応援しています。

支給要件等、詳しくは給付係までお問い合わせ下さい。

TEL 0795-22-3181